

令和9年度～令和13年度  
鹿沼市固定資産土地評価支援システム  
運用・保守及びデータ更新業務委託  
特記仕様書

鹿沼市  
財務部 税務課

## 第1章 総則

### 第1条（適用）

この仕様書は、「鹿沼市固定資産土地評価支援システム運用・保守及びデータ更新業務委託」（以下「本業務」という。）の実施にあたり、鹿沼市（以下「発注者」という。）が受注者に対して、本業務の履行における事項を定める。

### 第2条（目的）

本業務は、発注者が運用している固定資産システム（以下「本システム」という。）にて管理する地番家屋現況図データ等の経年修正を行うことにより、固定資産税業務における省力化、迅速化を進め、課税業務の合理化の推進に資することを目的とする。また更新されたデータは、固定資産システムへセットアップし、適正な課税を行う為の基礎データとする。加えて、本システムが正常かつ安定的にサービス提供できるよう、ソフトウェアの保守および IDC 運用業務を行うものである。また運用に係る支援を行うものとする。

### 第3条（準拠する法令）

本業務は、本要求仕様書によるほか次の法令及び規程に基づいて実施すること。

- (1) 地方税法
- (2) 地方税法施行令
- (3) 地価公示法
- (4) 不動産登記法
- (5) 不動産登記法施行令
- (6) 総務省「固定資産評価基準」
- (7) 測量法
- (8) 測量法施行令
- (9) 地理空間情報活用推進基本法
- (10) 国土交通省「作業規程の準則」
- (11) 著作権法
- (12) 国土調査法
- (13) 国土調査法施行令
- (14) 国土交通省「不動産鑑定評価基準」
- (15) 個人情報の保護に関する法律
- (16) 鹿沼市財務規則及び関係法令
- (17) その他関係法令、規則及び通達等

### 第4条（疑義）

受注者は、仕様書等に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに発注者に申し出るものとし、発注者・受注者協議の上決定すること。

### 第5条（業務契約締結後の提出書類、業務実施計画）

受注者は、本業務の着手にあたり契約締結後、速やかに業務着手届及び主任技術者等選任通知書・委託業務工程表・その他必要書類を提出すること。

受注者は、本業務の着手にあたり契約締結後、速やかに業務実施計画書を提出し、承認を得なければならない。

### 第6条（関係機関との折衝）

受注者は、本業務遂行のために関係官公署との折衝を要する場合には、速やかに発注者に申し出て、その指示を受けるものとする。

## 第7条（報告）

受注者は、業務遂行に当たり、作業の進捗状況を発注者に報告するとともに、発注者が必要と認めるときは、その都度、中間検査を受け、次の工程に着手するものとする。

## 第8条（守秘義務及びセキュリティの遵守）

受注者は、本業務を行う上で、取り扱う行政情報（貸与資料等）等に対してのセキュリティ管理の徹底を保証するため、次の関係資格を取得し、契約時に登録証の写しを提出するものとする。

- (1) IS09001：（品質マネジメントシステム）
- (2) IS014001：（環境マネジメントシステム）
- (3) IS027001：（情報セキュリティマネジメントシステム）
- (4) IS027017：（ISMS クラウドセキュリティ認証登録）
- (5) IS020000：（IT サービスマネジメントシステム（ITSMS）認証登録）
- (6) JISQ15001：（個人情報保護マネジメントシステム）
- (7) J-LIS（地方公共団体情報システム機構）LGWAN-ASP 登録

## 第9条（適切な技術者の配置と専任性の確保）

受注者は、地方公共団体において、固定資産税 GIS および課税事務支援に精通した技術者のうち、次の各号に掲げる要件を満たす者（参加申込時点で受注者と6か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、業務完了までの間、在籍が見込まれる者に限る）を定める。また、本業務着手前にこれを証する書類（経歴書、資格者証等）を発注者に提出しなければならない。

### (1) 主任技術者

- ① 栃木県内、群馬県内又は茨城県内の人口9万人以上の自治体で固定資産土地評価支援システムデータ更新の実績を有する者
- ② 空間情報総括監理技術者又は測量士の資格を有する者

### (2) 照査技術者

- ① 全国の人口9万人以上の自治体で固定資産システムデータ更新の実績を有する者
- ② 空間情報総括監理技術者の資格を有する者

## 第10条（打合せ）

受注者は、作業期間中、発注者と常に緊密な連絡を保ち、作業進捗状況等を報告しなければならない。また、打合せの際、受注者は、業務打合せ記録簿を作成し、発注者と受注者が各一部保管すること。なお、状況に応じ、作業方法は、打合せ記録簿を優先させる場合がある。

## 第11条（再委託の禁止）

受注者は、業務を一括して第三者へ委託等することができないものとする。やむを得ず再委託する場合は、発注者の承諾を得て、一部作業の再委託を行えるものとし、各項目すべてを再委託することは認めない。

## 第12条（損害の賠償）

受注者は、本業務の実施中に生じた諸事故や発注者に与えた損害に対し、発注者の指示に従い受注者の責任において処理すること。

## 第13条（機密の保持）

受注者は、次に掲げる事項を遵守するものとし、本業務により知り得た一切の事項を、いかなる場合も発注者の許可なく第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も、同様とする。

- (1) 受注者は、セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩が無いよう徹底した管理を行える者であり、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 業務着手時において、公的機関からの認証（写し）を提出すること。

(3)業務終了後は保管している個人情報等についてはシュレッダー等で破棄し、電子データは消去すること。

#### 第14条（契約不適合責任）

発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、損害賠償の請求、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。

#### 第15条（完了検査）

受注者は、本業務完了時に発注者に対し、業務完了届、成果品納品書及び成果品を提出し、完了検査を受け、検査合格により完了とする。なお、修正の指示を受けた場合、速やかに修正し、再検査を受け、再検査の合格により完了とする。

#### 第16条（資料の貸与）

受注者が本業務の履行に最低限必要とする資料は、発注者から貸与を受けることができる。なお、資料の貸与を受けた場合は、次に掲げる事項を遵守し、破損、紛失のないよう、慎重に取扱い、業務完了後は、速やかに発注者に返却しなければならない。なお、セキュリティ確保の観点から受注者の運用するデータ交換サービスを用いて受渡しを行うものとし、使用するデータ交換サービスは LGWAN-ASP サービスリスト（サービス分類：8 行政情報管理・共有）に登録されるサービスを用いるものとする。

(1)受注者が資料の貸与を受けた場合は、貸与期間、貸与を受けた資料について記載した借用書を発注者に提出すること。

(2)受注者は、発注者が必要とするところにより返還請求を受けた場合は、返還期限内でも、速やかに貸与資料の返還、あるいはこれに準ずる措置を講じなければならない。

#### 第17条（成果品の帰属）

本業務で作成されたドキュメント、データに関する著作権については、発注者に帰属するものとする。

ただし、成果物に受注者又は第三者の著作物が含まれる場合、受注者が本業務を行うにあたり、新たに作成した著作物を除き、当該著作物の著作権は従前から著作権者に帰属するものとする。

#### 第18条（納入場所）

本業務の成果品の納入場所は、鹿沼市役所 財務部 税務課とする。

#### 第19条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和14年3月31日までとし、各年度の工期は、次のとおりとする。

##### (1)令和9年度業務

工期及び納期は、令和09年4月1日より令和10年3月31日までとする。

##### (2)令和10年度業務

工期及び納期は、令和10年4月1日より令和11年3月31日までとする。

##### (3)令和11年度業務

工期及び納期は、令和11年4月1日より令和12年3月31日までとする。

##### (4)令和12年度業務

工期及び納期は、令和12年4月1日より令和13年3月31日までとする。

##### (5)令和13年度業務

工期及び納期は、令和13年4月1日より令和14年3月31日までとする。

なお、履行期限内であっても作業の完成したものについては、発注者の指示に基づき適宜納品するものとする。

## 第2章 業務概要

### 第20条（業務概要）

本業務の概要は、次の表のとおりとする。

項目	数量	令和09年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
計画準備・資料収集整理・打ち合わせ協議	1式	○	○	○	○	○
資料の貸与	1式	○	○	○	○	○
地番現況図データ分合筆更新※	約1,400筆 (年)	○	○	○	○	○
法14条地図の反映および更新	1式	○	○	○	○	○
地番現況データ構造化	1式	○	○	○	○	○
地番現況図データセットアップ	1式	○	○	○	○	○
土地課税台帳マスターデータ処理	1式	○	○	○	○	○
台帳画地図データ作成セットアップ	1式	○	○	○	○	○
家屋現況図データ更新 ※	約800件 (年)	○	○	○	○	○
家屋課税台帳マスターデータ処理	1式	○	○	○	○	○
家屋現況図データセットアップ	1式	○	○	○	○	○
路線価図データ、状類・標準宅地図データセットアップ	1式	○	○	○	○	○
課税分割資料データの作成ファイリング及びセットアップ	1式	○	○	○	○	○
現地調査システムデータ更新セットアップ	1式	○	○	○	○	○
システム保守管理業務	1式	○	○	○	○	○
固定資産システムIDC運用	1式	○	○	○	○	○

※ 過去5年度分（令和2年度～6年度）の平均を使用している。

### 第3章 計画準備打ち合わせ・資料貸与

#### 第21条（計画準備・資料収集整理・打ち合わせ協議）

本仕様書に基づき、作業の方法、従事する人員及びスケジュール、貸与するデータ等の確認を行い、全体業務計画を各年度において立案するものとする。また、各年度において作業着手時、中間時、納品時にて打合せ協議を3回実施するものとする。さらに、本業務の進捗報告も適宜実施するものとする。

#### 第22条（資料の貸与）

本業務で貸与する資料は各年度において、次のとおりとする。

- (1) 地番家屋現況図データ
- (2) 土地登記済異動通知書及び地積測量図
- (3) 法14条地図等データ（地籍調査・区画整理・土地改良・住居表示等）
- (4) 家屋登記済異動通知書及び家屋平面図
- (5) 土地課税台帳データ（CSVファイル）
- (6) 家屋課税台帳データ（CSVファイル）
- (7) 路線図データ及び路線価台帳データ
- (8) 状況類似地域データ
- (9) 標準宅地データ
- (10) 課税分割資料
- (11) その他必要とする資料

### 第4章 地番現況図データおよび関連データ更新セットアップ

#### 第23条（地番現況図データ分合筆更新）

発注者より貸与する各年の登記異動通知及び調査結果による修正指示資料等について異動履歴順に整理する。整理した登記異動通知等の修正資料をもとに地番現況図データの修正編集を行う。編集作業は登記異動通知に添付されている地積測量図を使用し、地番現況図に合わせた異動編集を行う。編集作業では異動筆周辺の土地についても再精査を行い、地番現況図の精度向上を図る。また、発注者より指示のある課税分割線の修正も行う。なお、事業期間中に発見された修正箇所については、発注者の指示を受けてその都度修正を行う。

#### 第24条（法14条地図等の反映および更新）

発注者より貸与する法14条地図データ（地籍調査・区画整理・土地改良・住居表示等）にて地番現況図データに反映を行う。住居表示に伴う大字および地番の変更についても対応を行う。

#### 第25条（地番現況図データ構造化）

前条までに更新した地番現況図の筆界線データを筆毎にポリゴン化（筆の形成を面とする）し、筆界線ポリゴンデータと地番データ・地番引出線データを関連づけるキー及び属性結合キーを付加したデータの作成を行う。

受注者は、固定資産システムにセットアップすることが可能な地番現況図データを作成する。なお、地番現況図データは次の品質を保証する

- (1) 筆図形データと地番データ・地番引出線データを関連づけるキー及び属性結合キーを持つものとする。
- (2) 筆図形データは閉図形となっていること。
- (3) 筆図形線は図郭線上で直線のものについて折れ点は作成しないこと。
- (4) 筆界線同士の隙間、重なりはないものとする。
- (5) 無地番地も含め筆界線の漏れはないものとする。

第26条（地番現況図データ更新セットアップ）

分合筆加除修正の更新頻度を次の表のとおりとし、固定資産システムにセットアップを行い、発注者立会いのもと、動作検証を行う。ただし、発注者の要望により別途更新が必要な場合において、発注者と受注者で十分協議し、更新頻度を変更する。なお、地番現況図は、各年1月1日基準のものと分合筆加除修正を行ったものとを地図セットを分けて更新するものとする。

作業年度	地番現況図データの反映期間	システム更新時期
令和09年度	令和09年01月1日～令和09年05月31日	令和09年07月上旬
	令和09年06月1日～令和09年07月31日	令和09年09月下旬
	令和09年08月1日～令和09年09月30日	令和09年11月上旬
	令和09年10月1日～令和09年10月31日	令和09年12月上旬
	令和09年11月1日～令和09年11月30日	令和10年01月中旬
	令和09年12月1日～令和09年12月31日	令和10年02月中旬
令和10年度	令和10年01月1日～令和10年05月31日	令和10年07月上旬
	令和10年06月1日～令和10年07月31日	令和10年09月下旬
	令和10年08月1日～令和10年09月30日	令和10年11月上旬
	令和10年10月1日～令和10年10月31日	令和10年12月上旬
	令和10年11月1日～令和10年11月30日	令和11年01月中旬
	令和10年12月1日～令和10年12月31日	令和11年02月中旬
令和11年度	令和11年01月1日～令和11年05月31日	令和11年07月上旬
	令和11年06月1日～令和11年07月31日	令和11年09月下旬
	令和11年08月1日～令和11年09月30日	令和11年11月上旬
	令和11年10月1日～令和11年10月31日	令和11年12月上旬
	令和11年11月1日～令和11年11月30日	令和12年01月中旬
	令和11年12月1日～令和11年12月31日	令和12年02月中旬
令和12年度	令和12年01月1日～令和12年05月31日	令和12年07月上旬
	令和12年06月1日～令和12年07月31日	令和12年09月下旬
	令和12年08月1日～令和12年09月30日	令和12年11月上旬
	令和12年10月1日～令和12年10月31日	令和12年12月上旬
	令和12年11月1日～令和12年11月30日	令和13年01月中旬
	令和12年12月1日～令和12年12月31日	令和13年02月中旬
令和13年度	令和13年01月1日～令和13年05月31日	令和13年07月上旬
	令和13年06月1日～令和13年07月31日	令和13年09月下旬
	令和13年08月1日～令和13年09月30日	令和13年11月上旬
	令和13年10月1日～令和13年10月31日	令和13年12月上旬
	令和13年11月1日～令和13年11月30日	令和14年01月中旬
	令和13年12月1日～令和13年12月31日	令和14年02月中旬

## 第27条（土地課税台帳マスターデータ処理）

土地課税台帳マスターデータは、発注者より貸与された土地課税台帳マスターデータ（各年1月1日基準日）を地番照合にて使用するためにデータ変換を行う。なお、変換後のマスターデータには次のような処理を行い、処理内容について記録を作成する。

- (1) データフォーマットどおりの記述内容かを確認する。
- (2) 提供データ件数と変換後の件数が一致しているかを確認する。
- (3) コード化されているデータについては、コード表又は参照マスターデータとの結合キーが一致しているかを確認する。

## 第28条（土地データマッチング及びセットアップ）

土地データマッチングは、発注者より貸与された地番現況図データと前条にて処理を行った土地課税台帳マスターデータを、地番をキーとして電子計算機内で論理的に突合を行い、属性結合キーを付加したデータの作成を行う。データマッチングの結果、不突合のものは不突合調書を作成する。不突合結果は次の分類を行い取りまとめる。なお、出力項目、データ抽出条件は発注者受注者協議のうえ決定する。

- (1) 土地課税台帳にあって地番現況図にない筆
- (2) 地番現況図にあって土地課税台帳にない筆
- (3) 地番現況図上、二重地番の筆（同一所在地番で別の場所にある筆）

データマッチング後の土地課税台帳マスターデータは、次の表の時期に固定資産システムにセットアップを行い、発注者立会いのもと、動作検証を行う。

作業年度	土地課税台帳時点	システム更新時期
令和09年度	令和09年1月1日	令和09年7月上旬
令和10年度	令和10年1月1日	令和10年7月上旬
令和11年度	令和11年1月1日	令和11年7月上旬
令和12年度	令和12年1月1日	令和12年7月上旬
令和13年度	令和13年1月1日	令和13年7月上旬

## 第29条（台帳画地図データの作成セットアップ）

前条までに更新したマッチング済み地番現況図データを使用して次のデータ作成を行う。なお、台帳画地図データは、同一画地番号で隣接しない筆で画地を形成するものは筆同士を線で結合させる。作成したデータは、次の表の時期に発注者が保有する固定資産システムにセットアップを行い、発注者立会いのもと、動作検証を行う。

作業年度	台帳画地図時点	システム更新時期
令和09年度	令和09年1月1日	令和09年7月上旬
令和10年度	令和10年1月1日	令和10年7月上旬
令和11年度	令和11年1月1日	令和11年7月上旬
令和12年度	令和12年1月1日	令和12年7月上旬
令和13年度	令和13年1月1日	令和13年7月上旬

## 第5章 家屋現況図データ更新セットアップ

### 第30条（家屋現況図データ更新セットアップ）

発注者より貸与する各年の登記異動通知及び調査結果による修正指示資料等について異動履歴順に整理するものとする。整理した修正資料をもとに筆、道路等と重ならないように家屋外形データおよび家屋管理番号を修正するものとする。修正した家屋外形データは1棟ごとに面情報にするとともに運用できるトポロジー構造及び次のデータ構造が保証されるデータ作成を行い、処理内容について記録するものとする。

- (1) 家屋外形線は図郭線上で直線のものについては折れ点を作成しないこと。
- (2) 家屋外形データは閉図形となっていること。
- (3) 家屋外形データと家屋番号データを関連付けるキーを作成すること。

なお、課税事務において確認検証を行うため、滅失・削除家屋と新增築・追加家屋についてレイヤを分けてデータを作成し、次の表の時期に固定資産システムにセットアップを行い、発注者立会いのもと、動作検証を行う。

作業年度	家屋現況図時点	システム更新時期
令和09年度	令和09年1月1日	令和09年7月上旬
令和10年度	令和10年1月1日	令和10年7月上旬
令和11年度	令和11年1月1日	令和11年7月上旬
令和12年度	令和12年1月1日	令和12年7月上旬
令和13年度	令和13年1月1日	令和13年7月上旬

### 第31条（家屋課税台帳マスターデータ処理）

家屋課税台帳マスターデータは、発注者より貸与された家屋課税台帳マスターデータ（各年1月1日基準日）を家屋照合にて使用するためにデータ変換を行う。なお、変換後のマスターデータには次のような処理を行い、処理内容について記録を作成する。

- (1) データフォーマットどおりの記述内容かを確認する。
- (2) 提供データ件数と変換後の件数が一致しているかを確認する。
- (3) コード化されているデータについては、コード表又は参照マスターデータとの結合キーが一致しているかを確認する。

### 第32条（家屋データマッチング及びセットアップ）

家屋データマッチングは、発注者より貸与された家屋現況図データと前条にて処理を行った家屋課税台帳マスターデータを、家屋管理番号をキーとして電子計算機内で論理的に突合を行い、属性結合キーを付加したデータの作成を行う。データマッチングの結果、不突合のものは不突合調書を作成する。不突合結果は次の分類を行い取りまとめる。なお、出力項目、データ抽出条件は発注者受注者協議のうえ決定する。

- (1) 家屋課税台帳にあって家屋現況図にない筆
- (2) 家屋現況図にあって家屋課税台帳にない筆
- (3) 家屋現況図上、二重棟番の筆（同一所在地番で別の場所にある家屋）

データマッチング後の家屋課税台帳マスターデータは、次の表の時期に固定資産システムにセットアップを行い、発注者立会いのもと、動作検証を行う。

作業年度	家屋課税台帳時点	システム更新時期
令和09年度	令和09年1月1日	令和09年7月上旬
令和10年度	令和10年1月1日	令和10年7月上旬

令和11年度	令和11年1月1日	令和11年7月上旬
令和12年度	令和12年1月1日	令和12年7月上旬
令和13年度	令和13年1月1日	令和13年7月上旬

## 第6章 土地評価関連およびその他データ等更新セットアップ

### 第33条（路線価図データ、状類・標準宅地図データ作成及びセットアップ）

発注者の貸与する各年1月1日時点の路線価図、状類・標準宅地図データを固定資産システムに搭載可能な形式のファイルに変換を行うものとする。作成した路線価図データ、状類・標準宅地図データに発注者の貸与する各年1月1日時点の路線価図、状類・標準宅地図属性データを結合するものとし、次の表の時期に固定資産システムにセットアップを行い、発注者立会いのもと、動作検証を行う。

作業年度	路線価図データ、状類・標準宅地図データ時点	システム更新時期
令和09年度	令和09年1月1日	令和09年7月上旬
令和10年度	令和10年1月1日	令和10年7月上旬
令和11年度	令和11年1月1日	令和11年7月上旬
令和12年度	令和12年1月1日	令和12年7月上旬
令和13年度	令和13年1月1日	令和13年7月上旬

### 第34条（課税分割資料データの作成ファイリング及びセットアップ）

発注者の貸与する各年度の課税分割資料について、所在地番順に整理を行い、1件ごとにスキヤニングし、画像データ化するものとする。

スキヤニングの精度は原寸、400dpi、カラーを基準とし、読込んだ画像データは1件ごとにPDF形式に変換して保存するものとする。ただし、検証の結果、画像が不鮮明なデータについてはスキヤニング手法を変えて再読取りを行うものとする。

作成したPDFデータは、所在地番ごとのフォルダに保管し、次の表の時期に固定資産システムにファイリング設定およびセットアップを行い、発注者立会いのもと、動作検証を行う。

作業年度	課税分割資料データ辞典	システム更新時期
令和09年度	令和09年1月1日	令和09年7月上旬
令和10年度	令和10年1月1日	令和10年7月上旬
令和11年度	令和11年1月1日	令和11年7月上旬
令和12年度	令和12年1月1日	令和12年7月上旬
令和13年度	令和13年1月1日	令和13年7月上旬

### 第35条（現地調査システムデータ更新セットアップ）

前条までに作成した各種データを次の表の時期に現地調査システムにセットアップを行い、発注者立会いのもと、動作検証を行う。セットアップするデータは、次のとおりとする。

- (1) 地番現況図データおよび属性情報データ
- (2) 家屋現況図データおよび属性情報データ

- (3) 台帳画地図データ
- (4) 路線価図データおよび属性情報データ
- (5) 状類・標準宅地図データおよび属性情報データ

作業年度	現地調査システムデータ時点	システム更新時期
令和09年度	令和09年1月1日	令和09年7月上旬
令和10年度	令和10年1月1日	令和10年7月上旬
令和11年度	令和11年1月1日	令和11年7月上旬
令和12年度	令和12年1月1日	令和12年7月上旬
令和13年度	令和13年1月1日	令和13年7月上旬

## 第7章 システム保守管理業務

### 第36条（保守対象製品および期間）

本契約対象となるシステムの数量は、次のとおりとする。

- |                            |          |
|----------------------------|----------|
| (1) 固定資産システム               | 16 ライセンス |
| (2) 現地調査システム               | 2 台      |
| (3) 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで | 60 か月間   |

### 第37条（固定資産システムのヘルプサポート）

固定資産システムのヘルプサポートは、次のとおりとする。

- (1) ヘルプサポートは、操作方法やシステム等に関する問い合わせ等に対応することとする。
- (2) ヘルプサポートの問い合わせ時間は、次のとおりとする。  
月曜日から金曜日（祝祭日と年末年始を除く）の9：00～12：00及び13：00～17：10
- (3) ヘルプサポートの問い合わせ時間以外に必要な作業がある場合は、発注者と受注者が協議により別途定める。

### 第38条（保守内容）

受注者は、次に掲げる事項を遵守するものとし、本システムについて提供する。

- (1) 本システムの操作方法、運用管理及び保守に関する問合せに対応すること（定期保守時、電話、FAX、メールなど）。
- (2) 電話またはメールによる協議を実施すること。
- (3) 異動した職員がシステムの操作をできるようにするために、操作研修を実施すること。また、操作説明会の会場、機材等については、発注者と受注者と協議の上、決定すること。
- (4) 属性項目やレイヤ追加などの軽微なシステムカスタマイズに対応すること。ただし、開発が必要となるカスタマイズの場合は協議のうえ別途契約とすること。
- (5) 受注者が訪問保守を必要と認めた場合の保守担当技術員の派遣すること。
- (6) 本システムが機能を損なうことなく正常に動作するよう、細心の注意を払い運用にあたるものとし、万が一不具合や必要な機器の障害が発生した場合は、電話・メールなどにより速やかに対応を行うこと。また、障害の状況により担当技術員を物件設置場所に派遣し、速やかに原因の切り分け及び復旧作業を行うこと。なお、障害の原因がハードウェアに起因する場合は、発注者に報告し、ハードウェアメーカーと発注者の調整を支援すること。
- (7) 本システムについて、ソフトウェアのバージョンアップ等が発生した場合は、速やかに適応すること。ただし、システムの設定等を変更する必要がある場合は、協議のうえ実施すること。
- (8) 保守体制及び障害対応体制について、各体制表を発注者に提供して、承諾を得ること。また障害の復旧について、障害原因、復旧状況等を発注者に逐次報告し、速やかな復旧に努めること。

### 第39条（保守に対する協力）

受注者は発注者が本システムの保守を安全かつ円滑に行われるように万全を期し、次のとおりに従い、発注者に協力するものとする。

- (1) 発注者、または発注者の指定する保守実施機関の担当技術者が保守業務を実施するため、受注者の事業所内に立ち入ることを認めること。
- (2) 保守業務を行うにあたり、必要とする電気代等を負担すること。
- (3) 本製品に対し、受注者が他の機器を追加接続あるいは改造を行う場合、書面による事前承諾を得るものとし、改造に要する費用を負担すること。
- (4) 製品の使用場所の環境を、所定の状態に設定・維持するとともに所定の使用方法に従って本製品を使用すること。

#### 第40条（使用期間終了時のデータ消去）

発注者の使用期間終了時においては、受注者の責任のもと、運用システムに関連するすべてのデータをサーバ及びクライアントから消去し、その結果を書面にて発注者へ報告する。

### 第8章 固定資産システム IDC 運用

#### 第41条（固定資産システム IDC 運用期間）

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで 60 か月間

#### 第42条（固定資産システムのサーバ性能要件）

サーバ機器は、通常運用において閲覧、異動、印刷処理時にその負荷に耐え、十分なレスポンスが得られる性能を備えているものとする。

#### 第43条（固定資産システムサーバおよびデータセンターの物理的安全対策）

サーバ及びネットワーク機器は、データセンター内のラックに収容し、転倒対策を施すとともに、設置環境として、施錠可能な設置場所とする。

各サーバ及びネットワーク機器は、データセンター内のラックに格納し、管理のしやすさと、より耐久性に優れた堅牢さを実現するものとする。

なお、データセンターは防火壁や消火設備などを装備し、耐震設計・免震設計などの構造により、大地震に対して耐えうる構造となっており、暴風や浸水に耐える構造となっていること。

#### 第44条（固定資産システムサーバおよびデータセンターの運用監視）

固定資産システムサーバが設置されているデータセンターは、24時間365日体制でシステム監視し、システム停止などの障害発生時に即座に復旧できる体制であること。また、データセンターへの入退管理がされ、データの保管や持ち出しに対し、機密保持対策がとられていること。なお、データセンターの運用記録を適切に保管し、法的請求に対して必要情報を提出できること。

#### 第45条（固定資産システムサーバ構成と冗長化）

運用システムは、アプリケーションサーバとDBサーバを分割設置する。また、サーバは、CPU、HDD、LANカード、電源等について冗長化されているものとする。

#### 第46条（固定資産システムの電源対策）

データセンター内の電源設備については、二重化構造とし無停電電源装置を有するものとする。

#### 第47条（固定資産システムサーバの障害監視、障害対策）

サーバ、ネットワーク等の稼働状況、障害状況を一覽で把握できる仕組みを設けるとともに、サーバ及びネットワークに対して監視を行い、障害検出時には自動で通知を行うものとする。

#### 第48条（固定資産システムのバックアップ）

スナップショットによるバックアップを1週間に1度実施するものとする。また、バックアップは翌日のオンライン業務に支障をきたさないものとする。

(1) OS/ミドルウェア、アプリケーションの障害にあたっては、速やかに復旧可能な仕組みを設けるものとする。

(2) DB 及び関連するデータファイルは、日次単位（ただし土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）でバックアップを取得ものとする。

#### 第49条（固定資産システムのサーバ、ネットワーク機器設置環境）

サーバ、ネットワーク機器設置場所として、入室セキュリティ対策を施したマシンルームであるものとする。

#### 第50条（固定資産システムのアプリケーションセキュリティ）

運用システムにおいて標準的に取得されるアクセスログの保管を実施する。なお、アクセスログの取得項目は、次に定めるものとする。

- (1) アクセスしたユーザ名（システム登録上のユーザ名）
- (2) アクセス日
- (3) アクセス時刻
- (4) 操作した処理種別（照会、更新、印刷、CSV出力）
- (5) 操作対象レイヤ

#### 第51条（固定資産システムのネットワーク不正アクセス対策）

データセンター側に設置する LGWAN-ASP 接続設備により、通信データを暗号化するとともに、LGWAN 規定外の不要な通信プロトコル（HTTP/HTTPS/LDAP/SMTP 以外）を遮断することとし、Firewall 上に発注者、データセンター間の通信に必要な通信情報のみ設定することでセキュリティを保つものとする。

#### 第52条（固定資産システムサーバのウイルス対策ソフト）

運用システムを搭載しているデータセンター内のサーバ機へのコンピュータウイルス対策として、ウイルス対策ソフトを導入するものとする。

ファイルベースのウイルスだけでなく、ネットワークウイルス等の脅威に対し、すべてのサーバを対応させることとし、パターンファイルを随時取得し、更新するものとする。

#### 第53条（固定資産システムサーバの障害監視）

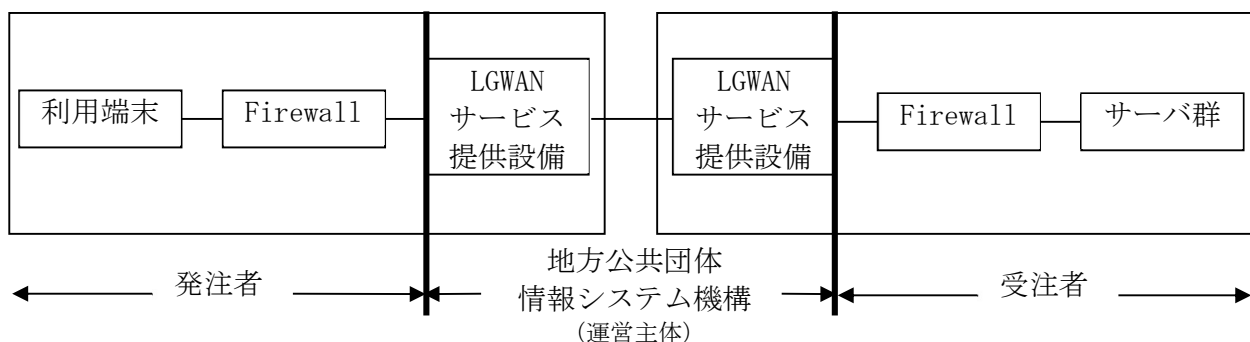
サーバにシステム監視ツールを導入し、ハードウェアの監視及び OS の監視を一括で管理することとし、障害発生時には障害事象を発注者に通報、通知するものとする。

#### 第54条（固定資産システムサーバの障害監視対象）

障害監視する対象は、次のとおりとする。

- (1) サーバ機器
- (2) ネットワーク（ネットワーク監視）

監視主体ごとのネットワーク監視可能範囲は、次のとおりとする。



#### 第55条（固定資産システムサーバの複数サーバによる冗長化）

複数サーバによる冗長化は、仮想化サーバ群内の物理サーバのひとつで障害が発生した場合に、残りの物理サーバで継続運用できる仕組みがあるものとする。

#### 第56条（固定資産システムサーバの構成管理）

構成管理では、固定資産システムの構成を監視し、システムに影響するハードウェアやソフトウ

エアの構成情報を監視するものとする。

## 第9章 成果品

### 第57条 (成果品)

受注者は、次の成果品を各年度において納品すること。

- |                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| (1) 固定資産システムへのセットアップ                 |    |
| ①地番現況図データおよび土地課税台帳データ                | 1式 |
| ②台帳画地図データ                            | 1式 |
| ③家屋現況図データおよび家屋課税台帳データ                | 1式 |
| ④路線価図データおよび路線台帳データ                   | 1式 |
| ⑤状類・標準宅地図データおよび属性情報データ               | 1式 |
| ⑥課税分割資料ファイリングデータ                     | 1式 |
| (2) 現地調査システムへのセットアップ                 |    |
| ①地番現況図データおよび属性情報データ                  | 1式 |
| ②家屋現況図データおよび属性情報データ                  | 1式 |
| ③台帳画地図データ                            | 1式 |
| ④路線価図データおよび属性情報データ                   | 1式 |
| ⑤状類・標準宅地図データおよび属性情報データ               | 1式 |
| (3) 地番現況図データ及び定義書 (Shape形式 各年1月1日基準) | 1式 |
| (4) 家屋現況図データ及び定義書 (Shape形式 各年1月1日基準) | 1式 |
| (5) 土地不突合調書 (各年1月1日基準)               | 1式 |
| (6) 家屋不突合調書 (各年1月1日基準)               | 1式 |
| (7) 課税分割資料データ                        | 1式 |